

## 学会誌「小児リウマチ」への症例報告を含む投稿論文における 患者のプライバシー保護に関する指針

臨床研究において症例報告は医学・医療の進歩と発展に大いに寄与するものであり、とくに小児リウマチの診療においては重要な役割を果たしています。しかし、症例報告では、特定の患者の疾患や治療内容に関する情報が記載されることが多く、患者のプライバシーを倫理的かつ法的に保護しなければなりません。症例報告に限らず、本誌に論文投稿を希望される執筆者は、患者が特定されたり患者の個人情報に関係者部外者に知られたりすることがないように、慎重な配慮をする必要があります。

下記の、患者のプライバシー保護に関する指針に従った執筆をお願いします。

### 基本原則

患者のプライバシーに関する事項は、研究および成果の報告・発表に不可欠な事項を除いて記載しないこと。

### 留意点

#### 1. 患者の氏名等

患者個人の特特定が可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは「呼び名」などは記載しないこと。

#### 2. 患者の居住地

患者の居住地は記載しないこと。ただし、疾患の発生場所が病態等に関与する場合に限り区域（都道府県名，市名）までに限定して記載してもよい。

#### 3. 日付

日付は、原則として年月日ではなく、第何病日などのように記載すること。

#### 4. 患者の家系

患者の家族に関する情報を記載する場合には、家系および親の職業も含めて、患者を特定することのできないよう、十分に配慮すること。

#### 5. 顔写真

顔写真の提示は必要不可欠な場合に限ること。顔写真を提示する際には、個人が同定されるリスクを最大限回避するよう留意すること。

#### 6. 患者個人が特定されうる場合の対応

以上の配慮をしても患者個人が特定される可能性のある場合は、発表に際して、その可能性のある旨を説明し、患者および代諾者から同意又は賛意を得るものとする。患者本人が明らかに特定される場合やその他プライバシー保護の上で重要な問題が生じる可能性がある場合には、所属機関内倫理審査委員会の承認

を得ること。患者および代諾者が発表を拒否した場合には、患者の拒否の意向を尊重すること。

#### **7. 関連指針の遵守**

遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告では「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省・経済産業省）を、それ以外では、「臨床研究に関する倫理指針」（厚生労働省、「疫学研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省）を遵守すること。

平成 25 年 10 月 11 日

日本小児リウマチ学会

運営委員長 武井 修治

編集委員会委員長 稲毛 康司